

行方市再エネ最大限導入計画策定業務実施要領

【公募型プロポーザル方式】

1、業務及びプロポーザルの目的

本市は、2022年3月に発行された環境基本計画の中で、気候変動への適応と生物多様性の保全を推進し、地球温暖化対策を推進することをリーディングプロジェクトとした。

本業務では上記のリーディングプロジェクトを踏まえ、カーボンニュートラル社会に向けて重要な位置づけとなる再生可能エネルギー等の利活用について検討し、賦存する未利用資源、太陽光、小水力等活用のポテンシャルや導入の方向性を示すビジョンを策定し、地域の発展に繋げていくことを目的とする。

2、業務概要

- (1) 業務名：行方市再エネ最大限導入計画策定業務
- (2) 業務内容：別紙仕様書参照
- (3) 履行期間：契約締結日の翌日から令和6年1月31日（水）まで
- (4) 契約上限金額：10,780,000円以内（消費税込み）

3、参加資格要件

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件を満たす者でなくてはならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。
- (2) 行方市入札参加資格者名簿において、当該委託業務ごとに対応する営業種目「役務の提供 調査・測定・検査：自然環境」について登録されている者
- (3) 入札参加資格申請において、申請内容及び別送書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (4) 行方市建設工事等請負業者指名停止等措置要領による指名停止期間中ではないこと。
- (5) 「行方市が行う事務又は事業建設工事等からの暴力団等の排除に関する合意書協定書」（平成20年2月1日付け行方市長・茨城県行方警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

4、質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和5年8月23日（水）15時まで（必着）
- (2) 提出方法別添の質問書（様式6）により、Eメールにて提出すること。

なお、その他の方法で提出された質問には回答しないので注意すること。

(3) 回答日 令和5年8月25日(金)

(4) 回答方法 市ホームページに掲載

5、プロポーザル参加表明書の作成要領

(1) 参加表明に必要な書類及び提出部数(1部)

ア プロポーザル参加表明書(様式1)

イ 事業者調書(様式2)

ウ 業務実績(様式3)

エ 経営状況等調査表(様式4)

(2) プロポーザル参加表明書の提出

ア 提出期限 令和5年9月5日(火)9時(必着)

イ 提出場所 行方市役所北浦庁舎 経済部環境課

ウ 提出方法持参又は郵送

(注) 郵送で提出する場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

6、企画提案書等の作成要領

(1) 企画提案書に必要な書類及び提出部数

ア 企画提案書(任意様式) 原本1部、副本6部

イ 工程表(任意様式)

ウ 参考見積書(任意様式)

(2) 企画提案書の提出

ア 提出期限 令和5年9月5日(火)17時(必着)

イ 提出場所 行方市役所北浦庁舎 経済部環境課

ウ 提出方法持参又は郵送等

7、審査方法

企画提案書の審査、評価及び特定を行うため、行方市再エネ最大限導入計画策定業務プロポーザル評価委員会を設置し、企画提案書等の提出書類と必要に応じてヒアリング及びプレゼンテーションの内容を併せて審査する。また、審査の公平性を期すため、書類の審査やヒアリング及びプレゼンテーションは事業者名を伏せて行うこととし、プロポーザルの審査は、次のとおりとする。

(1) 第一次審査(書類審査)

複数の参加表明(6者以上)があった場合については、参加資格要件を満たす者の中から、一次評価担当による提出書類(参加表明書等)審査を経て、5者以内に絞り込むものとする。

実施日 令和5年9月6日(水)

(2) 第二次審査(ヒアリング及びプレゼンテーションによる最終審査)

第一次審査により選考された者に対し企画提案書について、審査基準に基づいて評価し、最も優れている提案を特定する。

実施日 令和5年9月13日(水)

8、審査結果の通知

(1) 第一次審査

審査結果を書面により通知します。なお、第二次審査で審査されるべき者に対してのみ、審査結果及びヒアリング及びプレゼンテーションを実施する旨をEメールで通知する。

(2) 第二次審査

審査結果を郵送により通知する。

9、契約の締結

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。また、この場合において、受託候補者として特定された者から見積書を徴収する。

10、企画提案書の無効(失格事項)

次のいずれかに該当するときは、その提案者を失格とする。

(1) 提案者が次のいずれかに該当するとき。

ア ヒアリング及びプレゼンテーションに出席しなかったとき。

イ 虚偽の申請を行い、提案失格を得たとき。

(2) 提案書が次のいずれかに該当するとき。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。

イ 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。

ウ、参考見積りの金額が契約上限金額を超過しているとき。

11、その他留意事項

(1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。

(3) 提出書類は返却しない。

(4) 提出書類は、受託候補者特定以外には提出者に無断で使用しない。

(5) 書類の作成及び提出並びにその説明に係る費用は、提出者の負担とする。

(6) 参加表明書に記載した配置予定の管理技術者及び担当技術者は、原則として変更できないものとする。やむを得ない理由により変更する必要がある場合には、市と協議の上、変更の可否を決定する。

(7) 提出書類について、行方市情報開示条例に基づく開示請求があった場合

は、原則として開示する。(受託候補者特定前において、当該特定に影響を及ぼすおそれがある情報については、特定後の開示とする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上地位その他正当な利益を害すると認められる情報などは、同条例の規定により不開示としますので、これらの情報に該当すると考えられる部分がある場合は、あらかじめ文書により申し出ること。